

鹿児島県の「宝」を活用した旅行喚起キャンペーン等業務委託 仕様書

1 事業名

鹿児島県の「宝」を活用した旅行喚起キャンペーン等業務委託

2 業務の目的

鹿児島県は、3つの世界遺産をはじめとし、多種多様な自然や食文化、個性豊かな風土、歴史など、多くの観光資源を有している。これらのコンテンツを、鹿児島県の「宝」とした切り口で、イメージアップ及び情報発信のプロモーション等を実施し、本県への旅行意欲を喚起するキャンペーンを展開することにより、本県への誘客促進を図る。

3 委託内容

鹿児島県が有する観光資源を活用し、本県への国内旅行客の平準化を目的とした誘客促進のための、効果的な情報発信を実施する。内容としては、本県への観光を促すためのプロモーション等を実施し、併せて鹿児島県の旅の予約サイト「VISIT 鹿児島県」を活用した着地後の体験の旅の促進を図る。

(1) ターゲット・属性

- ① 対象エリア：関西以西の範囲
- ② 年代：30代～60代の範囲
- ③ 分類：家族旅、夫婦・カップル旅

(2) 媒体

WEB、雑誌、TV 情報番組等のいずれかを組み合わせた、効果的なメディアミックスとする。

(3) 訴求のポイント

- ① 県のPRキャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」を踏まえたプロモーションとすること。
- ② 鹿児島県が有する観光コンテンツの独自性・希少性が伝わるようなプロモーションとすること。
- ③ 国内観光客入込のオン・オフ期の平準化の促進を図ること。
- ④ 鹿児島県の旅の予約サイト「VISIT 鹿児島県」の利用促進を図り、広告または予約者の情報から、結果の分析を行うこと。

(4) キャンペーンの企画及び実施

① 旅行を喚起する情報発信プロモーションについて

テーマ：食（グルメ、かごしま茶、焼酎など）

県の地域区分（南薩・中薩・北薩・霧島始良伊佐・大隅・熊毛・奄美群島をいかし、エリアごとの食をメインに、「宝」のコンテンツを組み合わせた内容とし、旅の喚起につながる旅のスタイルやモデルコース等の提案・紹介を実施すること。

ただし、必ずしも県の地域区分に厳密である必要はない。

A ターゲットについて

（１）に示した対象エリア、年代、分類の中から設定し、そのターゲットに適した、効果的な媒体の提案を行うこと。

B 情報発信のプロモーション期間について

令和6年7月～令和7年2月

C 情報発信の媒体及び内容について

(a)媒体は、（２）にあるとおり、メディアミックスを基本とし、ターゲットが実際に行ってみたい、体験してみたいと思わせる情報内容とするとともに、参加者が、キャンペーン期間中に本県旅の予約サイト「VISIT 鹿児島県」や観光サイト等を通じ、観光コンテンツにできるだけ多く接触するよう工夫すること。

(b)情報発信の回数について

プロモーション期間内に少なくとも2回以上の効果的な時期、実施回数を提案すること。

(c)鹿児島県の観光サイトについて、流入するしくみ及び回遊率を高める提案をすること。

鹿児島県観光サイト「かごしまの旅」(<https://www.kagoshimakankou.com/>)

② 旅の予約サイト「VISIT 鹿児島県」の周知及び利用促進プロモーションについて

旅の予約サイト「VISIT 鹿児島県」(<https://kagoshima.visit-town.com/>)

A 『『南の宝箱 鹿児島』体験キャンペーン』として、割引キャンペーンの企画・実施すること。

必須事項：キャンペーン実施においてかかる必要経費は以下のとおり

- ・予約サイトの再構築費
- ・割引キャンペーンに係る原資

企画にあたっては、予約サイト運営会社・三重交通にシステム等を確認の上、検討すること。

三重交通株式会社 観光販売システム営業部 担当：高島・川畑

〒460-0003 名古屋市中区錦 1-7-2 楠本第 15 ビル 2 階

TEL：052-253-6568/FAX：052-253-6854

Email：k.takashima@kanko-pro.co.jp/kawabata@kanko-pro.co.jp

- a) キャンペーンに係る費用は、全体経費の20%以内とすること。
 - b) キャンペーンの時期については、情報発信とのバランスを見て、効果的な時期を提案し、最終的に、当協議会、予約サイトの運営会社・三重交通との協議を行決定すること。
 - c) キャンペーン開始の1か月前には、効果的なプロモーションを組み合わせ、周知を図ること。
- B キャンペーン参加者等からの問い合わせ対応
上記キャンペーンの問合せ等にかかる事務局は、三重交通内とすること。
- C 効果測定について
予約サイトからの利用者の結果を分析できるよう、設定を協議し、結果をとりまとめること。

③ 県PRキャッチコピーの使用について

- ・鹿児島県のPRキャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」及びロゴマークを必ず使用すること。
- ・ロゴマークは規定デザインのみ使用可。
- ・キャッチコピーについては、フォントは自由にデザイン可。

(5) キャンペーン及びプロモーションの効果測定

データの収集・集計・分析

- ・情報発信プロモーションにおいて、使用媒体に適した手法で調査を提案し、傾向や属性など本事業の効果を図ることができるようなデータを収集すること。
- ・収集したデータを集計・分析し、事業実施による効果、課題、改善方法などを整理すること。
- ・効果測定の方法については、事業者の提案によるものとし、あらかじめ企画書に提示すること。

(6) その他、事業実施に付随する業務

① 実施スケジュールの作成

より効果的なプロモーションが実施できるよう、準備期間等を設定し、スケジュール表を作成すること。

② 組織体制の整備

本業務を適切に遂行するための業務体制を整え、企画提案時に報告すること。

③ 報告の実施

月1回、委託者への事業の進捗状況の報告やスケジュールの確認等のため、報告を実施すること。

4 履行期限

令和7年3月26日（水）

5 事業完了の報告等

すべての事業完了後、6の成果物と合わせ履行期限までに事業完了報告書を提出すること。

6 成果物等

受託者が提出すべき成果物は下記のとおりとする。

項目	内容
実績報告書	キャンペーンの実施実績や収集したデータの結果と効果分析等（A4サイズの紙媒体及び電子データ）
素材データ	本業務で作成、使用した写真や映像などの素材（電子データ） ※二次使用できるものとする。
その他	その他業務実施において作成した成果物があれば提出すること。

7 著作権・特許権

- (1) 受託者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権(財産権)を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の同意を得なければ、著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用、または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (6) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (7) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が課題となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は、協議するものとする。

8 その他

- (1) 上記のほか、事業の実施にあたり必要な事項については、事前に委託者と十分に協議すること。
- (2) 企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

9 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。